

不燃化推進特定整備地区内における補助制度の改定について

東京都は、平成 27 年 4 月不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定区域内における建替え補助制度及び老朽建築物の除却制度の改定を行った。区はこれに合わせ、不燃化特区の対象地区における補助制度の積極的な活用を図り、老朽建築物の除却及び建物の不燃化を一層促進させるため、下記のとおり要綱改正を行った。

1. 主な改定ポイント

1) 老朽建築物の建替え補助（補助要件の緩和）

改定前	改定後
【補助要件】 ・個人が行う<u>戸建て建替え</u> ・従前建物は耐用年数の 2/3 を超過 ・申請者は従前建物を所有し居住 ・<u>建替え後は床面積 1/2 以上を居住目的で自己使用</u> 【補助額】 ・建物除却費＋仮住居費（標準工事費） ・設計費（<u>実費の 45%以内</u>）	【補助要件】 ・個人が行う<u>建築物の建替え</u> ・従前建物は耐用年数の 2/3 を超過 ・申請者は<u>建替え後の建物を所有</u> 【補助額】 ・建物除却費＋仮住居費（標準工事費） ・設計費（<u>延床面積に応じた定額制</u>）

2) 老朽建築物除却補助

対象建築物の要件の緩和（申請者・除却後の要件の緩和）

改定前	改定後
・<u>個人</u>が対象 ・建築年が<u>昭和 56 年以前</u>の建物など一定の要件を満たす老朽建築物 ・申請者が<u>1 年以上従前建築物を所有</u> ・除却後は<u>1 年以上延焼防止上有効な更地として管理</u>	・<u>個人または法人</u>が対象 ・<u>耐用年数の 2/3 を超過する老朽建築物</u>

耐用年数の 2/3 を超過：木造住宅 15 年、鉄骨 13 年～23 年、鉄筋コンクリート 32 年以上

2. 改正要綱の施行日

平成 27 年 6 月 1 日から施行

3. 周知方法

- ・不燃化特区補助に関する周知用ちらしの全戸配布（対象地区）
- ・窓口へのパンフレット設置
- ・区報、ホームページ等